

■ の文言は改定後に追加・変更・削除となります。

個人情報の取扱いに関する同意条項

条項番号	改定前	改定後
第1条 (個人情報 の収集・保有・ 利用、預託)	<p>※(1)の本文は記載省略</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先情報(Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引を行う目的および申込書以外で会員が当社に届出た事項ならびに決済口座のある金融機関での取引時確認状況</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況および契約の内容に関する情報</p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報</p> <p>④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報</p> <p>⑤各取引において会員からの問合せ、当社との連絡時における申出等により当社が知り得た情報(通話情報を含む)</p> <p>⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律および貸金業法に基づき、会員の運転免許証または運転経歴証明書、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報</p> <p>⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①</p>	<p>※(1)の本文は記載省略</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先情報(Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引を行う目的および申込書以外で会員が当社に届出た事項ならびに決済口座のある金融機関での取引時確認状況</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況および契約の内容に関する情報</p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報</p> <p>④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報</p> <p>⑤各取引において会員からの問合せ、当社との連絡時における申出等により当社が知り得た情報(通話情報を含む)</p> <p>⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律、貸金業法、および、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づき、会員の運転免許証または運転経歴証明書、パスポートその他の資料等によって顧客情報の確認を行った際に収集した情報</p> <p>⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類</p>

	<p>から③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります)</p> <p>⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</p> <p>⑩インターネットや官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</p>	<p>の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①から③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります)</p> <p>⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</p> <p>⑩インターネットや官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</p>
<p>第2条 (第1条以外での個人情報 の利用と その中止 の申出)</p>	<p>(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジットカード関連事業(キャッシング等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)ならびに、その他当社の事業におけるサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡先等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡先等による営業案内</p>	<p>(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジットカード関連事業(キャッシング等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)ならびに、その他当社の事業におけるサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡先等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内</p>

	③当社のクレジットカード関連事業ならびに、その他当社の事業における市場調査、商品開発	③当社のクレジットカード関連事業ならびに、その他当社の事業における市場調査、商品開発
第8条 (契約の 不成立時 および終 了時の個 人情報の 利用)	(3)第1項②は、加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されま す。	(3)本条(1)②は、加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。
	(2022年3月現在)	(2024年7月現在)

個人情報の共同利用について

	当社は、個人情報の保護に関する法律第23条5項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。	当社は、個人情報の保護に関する法律第23条5項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。
	(2018年11月現在)	(2024年7月現在)

りそなカード《セゾン》規約

条項番号	改定前	改定後
第1条 (カードの 発行)	(3)家族カードを発行するカードは当社が指定します。	(3)家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。
第1条 (カードの 発行)	(記載なし)	(4)本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。)をいずれも賠償するものとします。

<p>第2条 (カードの 貸与・保 管・管理)</p>	<p>(1)当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときには直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続きを当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と当社の提携会社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報を券面上に印字したカード(券面のデザイン変更を含む)を発行し、貸与します。</p>	<p>(1)当社は、会員に対し、会員氏名・会員番号・有効期限、セキュリティコード等(以下総称して「カード情報」という)を券面上に印字した、会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときには直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第20条(1)の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続きを当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と当社の提携会社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報を券面上に印字したカード(券面のデザイン変更を含む)を発行し、貸与します。</p>
<p>第2条 (カードの 貸与・保 管・管理)</p>	<p>(6)会員は、第3項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払いを拒むことはできないものとします。</p>	<p>(6)会員は、本条の(1)(2)(3)(4)に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払いを拒むことはできないものとします。</p>
<p>第5条 (カードの 利用方法 等)</p>	<p>(1)取引を行う目的を生計費決済および事業費決済とし、会員は当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力することまたは伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、店舗への立替払いを委任し、商品等の購入を取消代金精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことをあらかじめ承認いただきます。</p>	<p>(1)取引を行う目的を生計費決済および事業費決済とし、会員は当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力することまたは伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、カードの利用または、商品等の購入を取消し、その精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことをあらかじめ承認いただきます。</p>

<p>第 5 条 (カードの 利用方法 等)</p>	<p>(2)当社が認める店舗または商品等については、 (1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて暗証番号、カード情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品購入できるものとします。</p>	<p>(2)当社が認める店舗または商品等については、 (1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて非接触 IC カードを専用端末にかざすこともしくは暗証番号、カード情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品購入できるものとします。</p>
<p>第 5 条 (カードの 利用方法 等)</p>	<p>(3)カードの利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。会員は換金または違法な取引を目的とするカード利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります。</p>	<p>(3)カードの利用に際して、当社が認めた場合を除き、当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。会員は換金または違法な取引を目的とするカード利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります。</p>
<p>第 7 条 (保険および電話サービス等にかかる代金等の支払い)</p>	<p>(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業者」という)との取引(以下「サービス契約」という)にかかる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業者に預託するものでありその責任は本会員の負担となること、および当社が会員のために当該継続的サービス事業者に対して支払うことを承認のうえ、第 8 条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。</p>	<p>(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業者」という)との取引(以下「サービス契約」という)にかかる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業者に預託するものでありその責任は本会員の負担となること、および当社が会員のために当該継続的サービス事業者に対して支払うことを承認のうえ、第 8 条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。</p>
<p>第 8 条 (弁済金等の支払方法等)</p>	<p>(1)商品購入代金の支払方法および支払金額は、以下のとおりとします。 ①お支払いは、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。 ②支払金額は商品購入代金を毎月 10 日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月 14 日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額とし、翌月 4 日(金融機関休業日の場合は、翌営</p>	<p>(1)商品購入代金の支払方法および支払金額は、以下のとおりとします。 ①お支払いは、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。 ②支払金額は商品購入代金を毎月 10 日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月 14 日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額とし、翌月 4 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日</p>

	<p>業日。以下「お支払日」という)に支払うものとします。</p> <p>③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。</p>	<p>以下「お支払日」という)に支払うものとします。</p> <p>③事務上の都合により前月または翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。</p>
<p>第 8 条 (弁済金 等)の支払 方法等)</p>	<p>(3)(2)①の弁済金(⑦)による変更後の弁済金を含む)、②の 1 回払いにより支払う金額および、③から⑥によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細で郵送または電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細に記載の内容については当該通知受取り後 20 日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。</p>	<p>(3)(2)①の弁済金((2)⑦)による変更後の弁済金を含む)、(2)②の 1 回払いにより支払う金額および、(2)③から⑥によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細で郵送または電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細に記載の内容については当該通知受取り後 20 日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。</p>
<p>第 14 条 (キャッシングサー ビス)</p>	<p>(1)本会員は、以下のいずれかの方法により生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的として、当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けることができます。本会員が申込み、当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。</p> <p>①当社および当社の提携する金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動預払機(以下「ATM」という)を利用する方法。</p> <p>②当社所定の手続きにより第 8 条(弁済金等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。</p> <p>③その他当社が定める方法。</p>	<p>(1)本会員は、以下のいずれかの方法により生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的として、当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けることができます。本会員が申込み、当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。</p> <p>①当社および当社の提携する金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動預払機(以下「ATM」という)を利用する方法。</p> <p>②当社所定の手続きにより第 8 条(弁済金等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。</p> <p>③その他当社が定める方法。</p>

<p>第 15 条 (融資金 の支払方 法等)</p>	<p>(2)会員は、利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかを指定できます。</p>	<p>(2)会員は、利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかを指定できます。なお、第 14 条(1)に定める利用方法によっては、返済方式の一部を選択できないことがあります。</p>
<p>第 18 条 (カードの 紛失、盗 難等)</p>	<p>(2)(1)の場合、本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については、会員の責はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。</p> <p>①会員が第 2 条(カードの貸与・保管・管理)に違反したことによる場合。</p> <p>②①以外に、会員が本規約に違反している場合。</p> <p>③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</p> <p>④会員の故意または重大な過失によって、紛失等が生じまたは損害が拡大した場合。</p> <p>⑤第 4 条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第 4 条(2)ただし書きに該当する場合を除きます。</p> <p>⑥カードまたはカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑦(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合、または正当な理由なく被害状況の調査に協力いただけない場合。</p>	<p>(2)(1)の場合、本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については、会員の責はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。</p> <p>①会員が第 2 条(カードの貸与・保管・管理)に違反したことによる場合。</p> <p>②①以外に、会員が本規約に違反している場合。</p> <p>③会員の故意または重大な過失によって、紛失等が生じまたは損害が拡大した場合。</p> <p>④第 4 条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第 4 条(2)ただし書きに該当する場合を除きます。</p> <p>⑤カードまたはカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑥(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合、または正当な理由なく被害状況の調査に協力いただけない場合。</p> <p>⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</p>

<p>第 20 条 (お届け 事項の変 更等)</p>	<p>(1)本会員には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項(取引目的等を含みます)等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。</p>	<p>(1)本会員には、届出事項(住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項、取引目的等)に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。</p>
<p>第 22 条 (期限の 利益の喪 失)</p>	<p>(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ①(1)①から④および⑧を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。 ②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。 ③会員が第 25 条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、または当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき</p>	<p>(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ①(1)①から④および⑧を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。 ②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。 ③会員が第 25 条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条(5)に掲げる行為の一つでも行ったとき、または、当社が、同条(4)もしくは第 26 条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>
<p>第 24 条 (合意管 轄裁判 所)</p>	<p>会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。</p>	<p>会員と当社の間で紛争が生じた場合は、訴額の多少にかかわらず、本会員の住所地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 25 条 (その他 承諾事 項)</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>(5)会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為</p>

<p>第 25 条 (その他 承諾事 項)</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>(6)会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等(派遣社員を含み、以下「従業員等」という)に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。</p> <p>①暴力、威嚇、脅迫、強要等</p> <p>②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</p> <p>③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</p> <p>④長時間にわたる拘束、執拗な問合せ</p> <p>⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等</p>
<p>第 25 条 (その他 承諾事 項)</p>	<p>(5)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことができるものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をとることができるものとします。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとることができるものとします。</p>	<p>(7)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことができるものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をとることができるものとします。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとることができるものとします。</p>
<p>第 26 条 (マネー・ ローンダ リング等 の禁止)</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>(1)会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という)の目的で、カードを利用してはならないものとします。</p> <p>(2)当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認およびそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた</p>

		<p>場合、本会員は合理的な期間内に対応いただくものとします。</p> <p>(3)当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国または地域において、カード利用を制限する場合があります。</p>
<p>第 27 条 (会員資格の喪失等)</p>	<p>第 26 条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1)本会員が以下のいずれかに該当した場合は、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとることがあります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。</p> <p>※①②④は記載省略</p> <p>③カードの申込みもしくはその他当社への申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、または、当社に対する債務の返済が行われなとき。</p> <p>⑤第 20 条(お届け事項の変更等)(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、またはキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスの利用状況が、社会通念に照らし容認できないなど、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</p> <p>⑦暴力団員等に該当した場合、および次の(ア)から(イ)のいずれかに該当した場合。</p> <p>(ア)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している</p>	<p>第 27 条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1)本会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が不適当と認めた場合は、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとることがあります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。</p> <p>※①②④は記載省略</p> <p>③カードの申込みもしくはその他当社への申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、または、当社が発行する他のカードを含む当社に対する債務の返済が行われなとき。</p> <p>⑤当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取りがないとき、または、第 20 条(お届け事項の変更等)(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容または保有状況が不自然であると判断されるとき(ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明および資料の提供をした場合を除く)、またはキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスの利用状況が、社会通念に</p>

	<p>と認められる関係を有すること</p> <p>(イ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑨会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき。</p> <p>⑩第 25 条(その他承諾事項)(4)の求めに応じなかったとき。</p> <p>⑪当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、または、当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。</p> <p>⑫本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>⑬年会費の支払いがないとき。</p>	<p>との信頼関係が維持できなくなったとき。</p> <p>⑦暴力団員等に該当した場合、および次の(ア)から(イ)のいずれかに該当した場合。</p> <p>(ア)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(イ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑨会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき。</p> <p>⑩第 25 条(その他承諾事項)(4)の求めに応じなかったとき。</p> <p>⑪会員が、第 25 条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、または、当社が、同条(4)もしくは第 26 条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p> <p>⑫会員が、第 25 条(その他承諾事項)(5)(6)に掲げる行為を一つでも行ったとき。</p> <p>⑬本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>⑭年会費の支払いがないとき。</p>
<p>第 28 条 (日本国外でのカードの利用)</p>	<p>第 27 条(日本国外でのカードの利用)</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下のことが適用されます。</p>	<p>第 28 条(日本国外でのカードの利用)</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下の各号が適用されます。</p>

第 29 条 (年会費)	第 28 条(年会費) ※本文は記載省略	第 29 条(年会費) ※本文は記載省略
	(2022 年 3 月現在)	(2022 年 3 月現在)
	2022 年 3 月現在	2024 年 7 月現在
	R31035(22.03)SHI	R31035(24.07)SHI